

# 武蔵野市の ごみ問題について

令和3年度第1回 第8期廃棄物に関する市民会議

令和4年3月 ごみ総合対策課

- 1 ごみ処理の問題**
- 2 市が大事にしたいこと**
- 3 市の現状について**
- 4 市の課題について**

# 1 ごみ処理の問題

## 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画(令和元年度～令和10年度)の基本理念

**環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の  
持続可能な都市を目指す。**

## 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画(令和元年度～令和10年度)の基本方針

**市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築**

## 環境問題とSDGs

**地球温暖化、気候変動、資源の枯渇、生物多様性の危機に直面している。**  
**ごみ処理は多くのエネルギーがかかる。**  
**ごみの発生を可能な限り抑制することが必要。**





## ニツ塚最終処分場の問題

**ニツ塚最終処分場は平成10年の搬入開始以降5年間で約3割が埋め立てられた。**

**満杯になると、次の最終処分場を確保できる見込みはない。**

**可能な限り使うため、現在は焼却灰を全量エコセメント化している。**

**最終処分場を有効活用するため、ごみの発生抑制・資源化が求められる。**



## クリーンセンターの設置背景

昭和30年、三鷹市と共同でごみ処理を行う。

昭和53年、武蔵野市のクリーンセンターの設置が検討される。

昭和59年、武蔵野クリーンセンター稼働開始。

現在、稼働してるのは市民の皆様のご協力のおかげ。

地域住民に配慮した安全な稼働の継続が求められている。



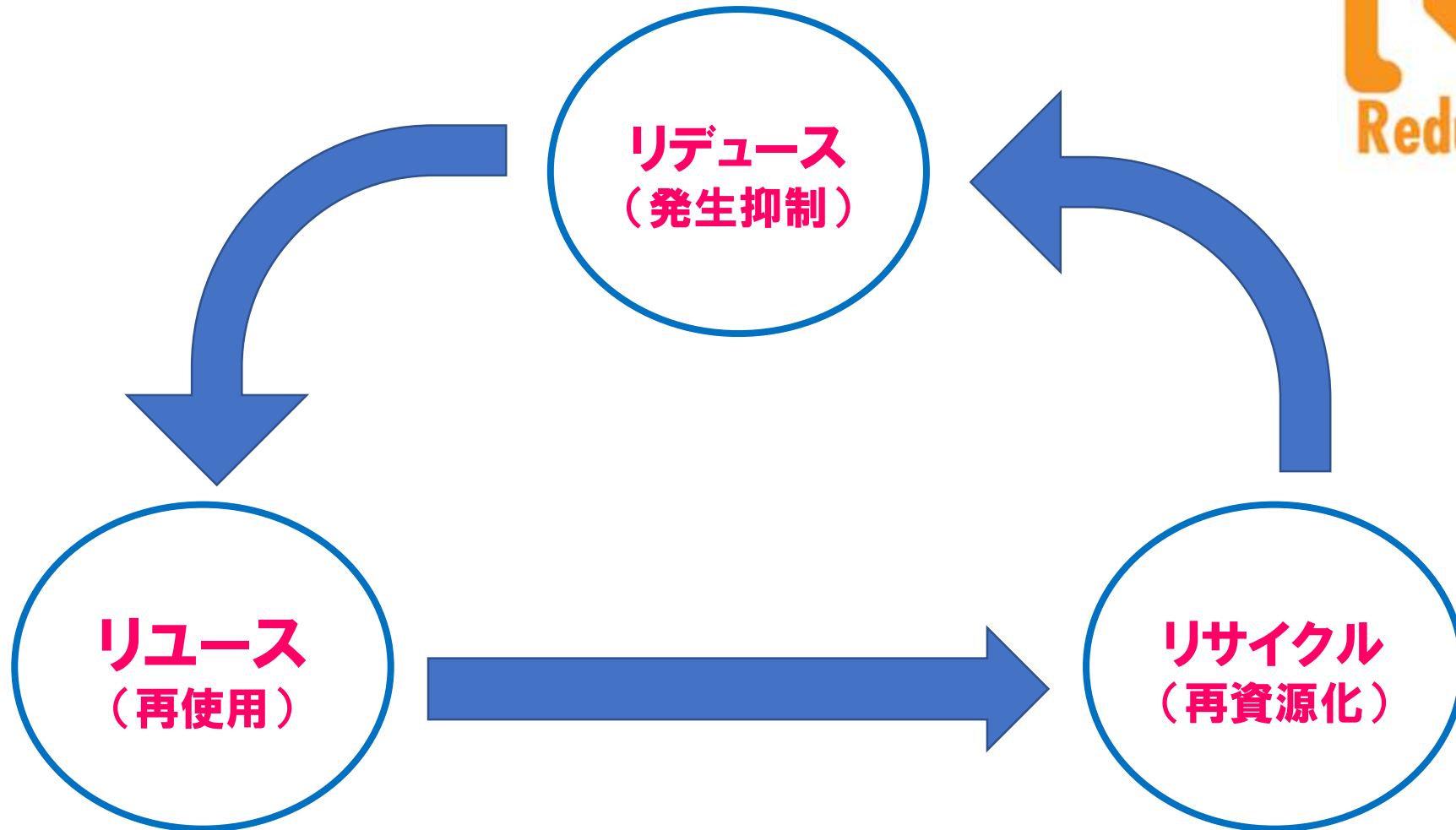
## 2 市が大事にしたいこと



・ごみの減量には3Rの推進が不可欠



出典: 経済産業省



### リデュースとは

**製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。**

出典:3R推進協議会

### リユースとは

**使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。**

出典:3R推進協議会

### リサイクルとは

**廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。**

出典:3R推進協議会

リデュース

リユース

リサイクル

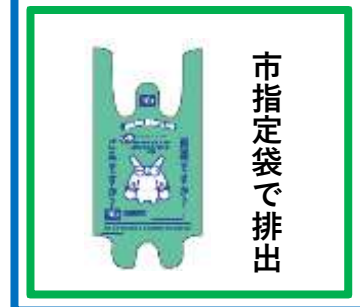
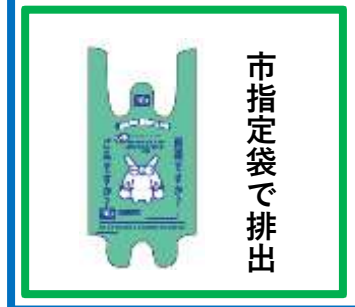


この順番で行うことが重要



# 3 市の現状について

## 武蔵野市の家庭ごみの分別区分



## 武蔵野市の家庭ごみのゆくえ①

### 武蔵野市のごみはどこへ行くの？

～最終処分はすべて市外の施設にお願いしています～

各家庭や事業所から排出されるごみのうち、ここではグリーンセンターで中間処理を行っている「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」がどのように処理され、最終的にどのような形に変わっていくのかを平成27年度実績の数字とあわせて見てみましょう。



こちらの冊子をご覧ください

※一部ごみの名称が昔のままですのでご了承ください。

「有害ごみ」→「危険・有害ごみ」

また、ごみの収集量の最新の統計(令和2年度実績)については、「令和3年度版 事業概要」の4ページをご覧ください。

**クリーンセンターはごみの中間処理施設です。**

早期に市街化が進んだ武蔵野市には、ごみの最終処分をできる施設がなく、すべてのごみの最終処分は武蔵野市外で行われています。例えば、焼却灰は約34km離れた日の出町へ、蛍光管や乾電池は北海道まで船で運ばれて処理されています。

現在、武蔵野市内で発生するごみは、最終処分場でのエコセメント化や民間工場でリサイクルされており、日の出町二ツ塚処分場に埋め立てられているごみはありません。しかしながら、遠方への運搬、再資源化には多くのエネルギー、費用がかかります。

今後とも、ごみのリデュース(減量)、リユース(再利用)へのご理解とご協力をお願いします。



## 武蔵野市の家庭ごみのゆくえ②



私たちが出したごみは、どこへ行くの？

**こちらの冊子をご覧ください**

※一部ごみの名称が昔のままですのでご了承ください。  
 「その他プラスチック製容器包装」  
 →「プラスチック製容器包装」

また、ごみの収集量の最新の統計(令和2年度実績)については、「令和3年度版 事業概要」の4ページをご覧ください。

**日本容器包装リサイクル協会による分別基準適合標\*の品質調査が行われています。**

※分別基準適合標とは、資源物に対する品質を確保するための基準に適合していることを示すマークです。PETボトルおよびその加工プラスチック容器については、それぞれ年に1回、異物の混入や汚れに関する調査を行います。評価はA〜Dランクが付けられ、異物混入率や汚れなどの原因が追及できると、それだけ評価は高ランクのDとなります。評価が低いままだと、PETボトルやその加工プラスチックのリサイクル率への引き継ぎを断られることにもなりかねません。武蔵野市がAランクを評価され続けるためにも、みなさんの徹底したごみ分別をお願いします。

**資源ごみもきちんとルールを守って出しましょう。**

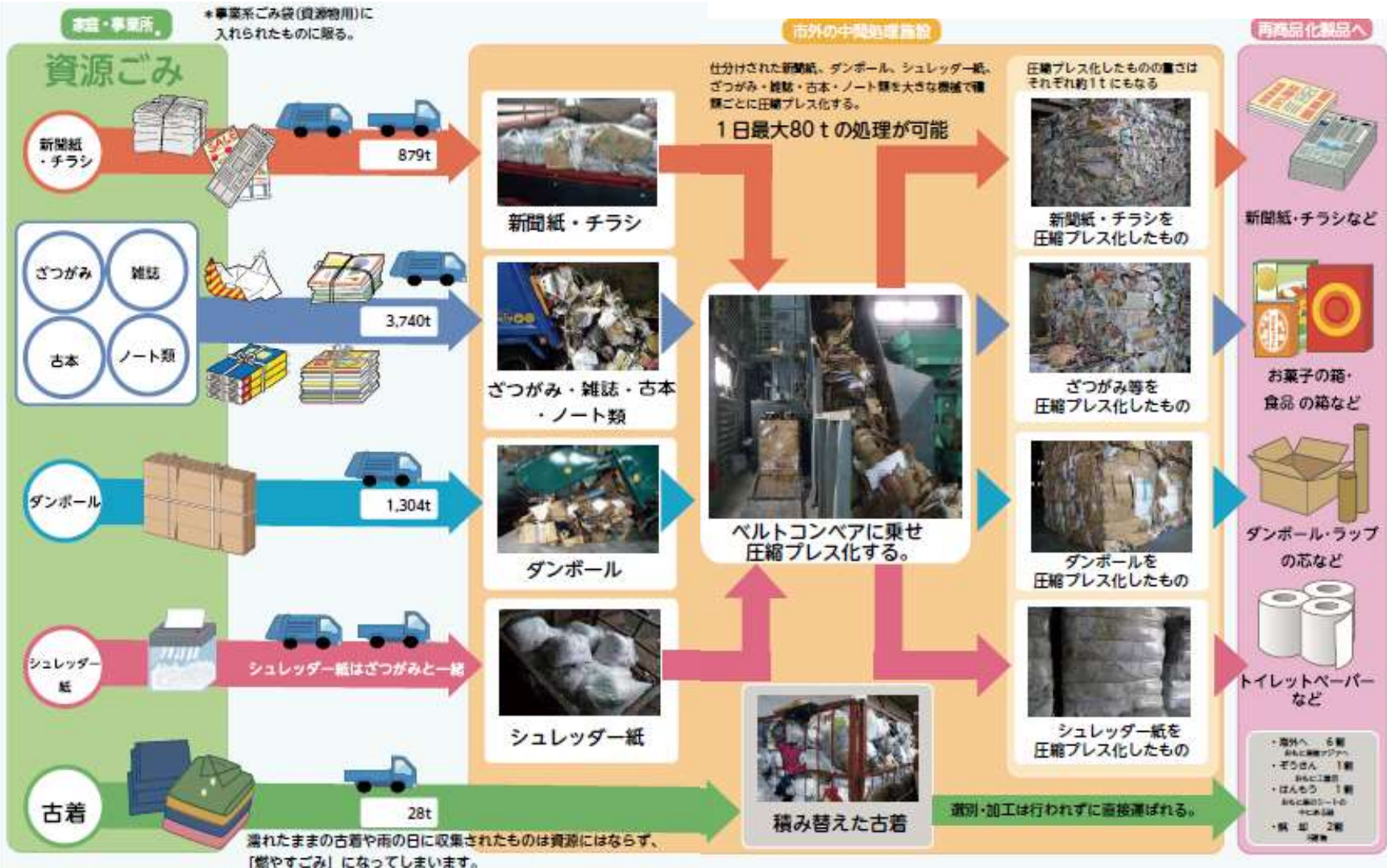
①プラスチック容器は、中をさっと洗って出してください。熱や臭いや油分が完全に取れなくても大丈夫です。ただし、歯ブラシ類、マヨネーズ、ケチャップ、からし、おびなどのチューブプラスチック容器は、きれいに洗い切る必要があります。はさみで半分切るとして、残っている中身を取り出さないと資源ごみにはなりません。そこまできれいには洗い出してください。

②ペットボトルのキャップとラベルは、取り外して「その他プラスチック製容器包装」に出してください。ペットボトルに付いたまま出されている割れがまだ確認されます。

③びんや缶の中に液体の残骸やごみを入れたまま「資源ごみ(びん・缶)」に出されているものがあります。中の中を取り出し、洗って出さないと資源ごみにはなりません。取り出せない場合は、未開封のもの、中身が残ったままのものは「燃やさないごみ」に出してください。



## 武蔵野市の家庭ごみのゆくえ③



こちらの冊子をご覧ください

※ごみの収集量の最新の統計(令和2年度実績)については、「令和3年度版事業概要」の4ページをご覧ください。

- ・海外へ 5割
- ・資源に製成(リサイクル) 1割
- ・ぞろぞろ 1割
- ・はんもろ 1割
- ・おもちゃの5-10% 1割
- ・紙 2割



通常収集以外では…

## 拠点回収

**回収品目：牛乳パック、小型家電**

→ 公共施設にて回収ボックスを設置



## 集団回収

**回収品目：古紙、古着、缶**

→ 登録団体には補助金を交付している

## 武蔵野市民の1人1日あたりのごみ排出量(令和2年度)

可燃	不燃	資源	粗大	危険・有害	計
401.0 g	23.6 g	201.3 g	32.4 g	1.9 g	660.3 g

### 参考:多摩地域(26市3町1村)での比較

比較の前に…ごみ焼却場の焼却能力の違い等により、特に革・ゴム・プラスチック等の材質のごみにおいて「可燃」に分けるか「不燃」に分けるか自治体によって異なるため、単純な比較が困難。→「可燃」と「不燃」の合計(以下、「可不燃」)で比較

	可不燃	資源	粗大	危険・有害	計
武蔵野市	424.6 g	201.3 g	32.4 g	1.9 g	660.3 g
平均値	452.6 g	166.1 g	16.5 g	1.2 g	599.5 g
最小値	350.7 g	99.4 g	2.6 g	0.8 g	553.1 g
武蔵野市の順位 (量が少ない順)	16位／30位	21位／30位	26位／30位	25位／30位	23位／30位

出典:多摩ごみ実態調査 2020(令和2)年度統計

- **可不燃ごみより資源物の排出量が多い。**
- **武蔵野市民のごみの排出量は多摩地域の平均より高いといえる。**

## ごみ処理経費(令和2年度)

出典：令和3年版事業概要 廃棄物の抑制・再利用と適正処理

* 収集・運搬費	16億 461万円
* 中間処理（クリーンセンター運営）費	7億5870万円
* 最終処分費（負担金）	3億3388万円
* 減量・資源化対策費	7316万円



## ごみ処理経費計

年間 **27億7034万円**

* 処理量	4万3267 t
* キログラムあたりの経費	64円/kg



## 市民一人あたりの経費

年間 **1万8758円**

※ごみ処理費用の負担の公平化や一人ひとりの意識向上を図るため、平成16年10月より家庭ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ）を有料化

# 4 市の課題について

## ごみの減量の推進

- \* 武蔵野市民の1人1日あたりのごみ排出量は約660.3g。
- \* 新型コロナウイルスによる生活様式の変化や、感染防止のための使い捨てのもののごみによる影響は、今後も続く。
- \* 市では、平成22年より「武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を目標にしている。
- \* 人口推計によると、今後も人口は増加する見込みなのでごみ量も増える可能性は高いが、市民1人ひとりの意識の向上で、ごみ量を減らしていくことが出来る。
- \* リデュース→リユース→リサイクルの優先順位で行っていくことでごみの減量につながる。



## 国の動向

### ◆ 食品ロス削減について ◆



「食品ロスの削減の推進に関する法律」 (令和元年法律第19号)

- 多様な主体 (行政、事業者、消費者等) が連携して食品ロスの削減を推進するために制定
- ・「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるよう努める (第13条)
  - ・消費者、事業者等が食品ロス削減について理解と関心を深め、取り組めるよう、啓発を行う (第14条)

### ◆ プラスチック対策について ◆

「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律」 (令和3年法律第60号)

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等に対応するため、プラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化する必要があることから制定。
- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、資源化に関する環境配慮設計
  - ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、資源化 等



**ご視聴ありがとうございました。**